

【基本目標 2】

子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

1 教育・保育給付の充実

【教育・保育施設(*36)の現状】

市内には、私立幼稚園 2 箇所、認定こども園 1 箇所、市立保育所 7 箇所、私立保育所 4 箇所、地域型保育施設 2 箇所、届出保育施設 2 箇所、合計で 18 箇所の幼児施設があります。入所の状況をみると、入所定員 1,477 人に対し、入所者数は 1,435 人で、入所率は 97.2%となっております。

【表 26】 市内幼児施設の状況 (H29.4.1 現在/単位：人、%)

施設種別		施設数	入所枠	定員	入所者数	入所率	対象児童	備考
私立幼稚園		2 施設		420	402	95.7	3～5 歳	
認定こども園		1 施設	幼稚園枠	42	34	81.0	3～5 歳	
			保育所枠	60	55	91.7	0～5 歳	
市立保育所		7 施設		660	676	102.4	0～5 歳	
私立保育所		4 施設		211	208	98.6	0～2 歳	1 施設の み 0～5 歳
地域 型保 育施 設	事業所内保 育施設	1 施設	事業所枠	15	4	26.7	0～2 歳	
			地域枠	5	10	200.0	0～2 歳	
	小規模保育 施設	1 施設		19	19	100.0	0～2 歳	
届出保育施設等		2 施設		45	27	60.0	0～5 歳/ 満 1～5 歳	
合計		18 施設		1,477	1,435	97.2		

(資料：子育て推進課。以下同じ。)

就学前児童のうち、3歳以上児（3歳～5歳児）は約97.2%が入所していますが、3歳未満児（0歳～2歳児）の入所率は約46.2%となっております。

近年の傾向をみると、3歳以上児の入所者数は、児童数の減に伴い横ばいか減少傾向にある一方で、3歳未満児については入所率が年々上昇しており、入所者数は増加傾向にあります。この結果、全体としての入所者数は、ほぼ横ばいの状態となっております。

【表 27】 年齢別入所状況

(H29 調整／単位：人、%)

		入所枠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
入 所 者 数	私立幼稚園(2)					111	149	142	402	
	認定こども園(1)	幼稚園枠				12	13	9	34	
		保育所枠	10	12	12	8	8	5	55	
	市立保育所(7)		5	88	98	160	160	165	676	
	私立保育所(4)		44	52	52	20	20	20	208	
	地域 型保 育施 設	事業所内保 育施設(1)	事業所枠	0	3	1				4
			地域枠	3	4	3				10
		小規模保育 施設(1)		4	8	7				19
	届出保育施設等(2)		0	8	11	4	0	4	27	
	合計(A)(18)		66	175	184	315	350	345	1,435	
人口(B)		274	328	318	329	359	351	1,959		
入所率(A/B) (%)		24.1	53.4	57.9	95.7	97.5	98.3	73.3		
			46.2		97.2					

【表 28】 年齢別入所者数の推移

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H 2 2	24	101	121	344	349	350	1,289
H 2 3	39	118	134	324	373	353	1,341
H 2 4	44	120	140	326	361	383	1,374
H 2 5	40	124	148	311	355	362	1,340
H 2 6	47	122	151	346	328	356	1,350
増減 (H26-H22)	23	21	30	2	△21	6	61

【表 29】 施設別入所者数の推移

(単位：人)

	私立幼稚園 (3~5歳児)	保育所※ (0~5歳児)	認可外※ (0~5歳児)	計
H 2 2	483	666	140	1,289
H 2 3	488	735	118	1,341
H 2 4	492	762	120	1,374
H 2 5	476	764	100	1,340
H 2 6	481	760	109	1,350
増減 (H26-H22)	△2	94	△31	61

※保育所には「市立」及び「私立」を含む。

認可外には「認可外保育施設」及び「事業所内保育施設」を含む。

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

現 状

現在、市内には私立幼稚園が2施設、幼保連携型認定こども園が1施設あり、いずれも学校法人が設置・運営しています。各法人の教育理念に基づき、就学前の児童を対象とした特色ある学校教育が行われており、幼児教育施設として、本市において重要な役割を担っています。「満3歳児」の受入れや、朝夕の通常の保育時間以外の時間帯及び長期休業期間中の「預かり保育」が増加しており、仕事と育児の両立支援の面でも大きな役割を担っています。

その一方で、入所者数は、少子化の影響などにより全体的に減少傾向にあります。

【表 30】 幼稚園・認定こども園の状況 (H29.4.1 現在／単位：人)

施設種別	施設名	設置運営主体	対象児	定員	備考
幼稚園	大谷幼稚園	学校法人陵乗学園	3～5歳	160	
	寒河江幼稚園	学校法人不動学園		260	
認定こども園	寒河江第二幼稚園 (幼稚園枠)	学校法人不動学園		42	
計				462	

課 題

少子化の進行に伴い、対象児童数（3～5歳）は今後さらに減少することが予測される一方で、3歳未満児の入所希望は増加傾向にあります。このような状況の中、私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、次のいずれかの方式を選択・決定する必要があります。

- ① 子ども・子育て支援新制度に移行するのか、又は現行のまま私学補助制度の中で運営していくのか。
- ② 新制度に移行する場合、「幼稚園」として運営するのか、又は「認定こども園」（幼保連携型又は幼稚園型）に移行するのか。

施策の内容

- ① 教育ニーズについては、現在の市内3施設で対応可能と見込まれます。
 新制度の対象施設（施設型給付（*37））として確認を受けるかどうかについては、各施設の意向を尊重し、各施設と連携しながら、教育の質の向上を図っていきます。
- ② 幼稚園から認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）への移行希望があるときは、これを支援します。

【表 31】教育施設の年度別需要量見込と提供量 （H29 調整／単位：人）

区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31
需要量 の見込 ①	教育施設	481	1	33	38	30	30
	確認を受けない幼稚園		507	462	412	405	387
	計	481	508	495	450	435	417
提供量 ②	教育施設	500	0	30	42	30	30
	確認を受けない幼稚園		500	420	420	420	420
	計	500	500	450	462	450	450
過不足	② - ①		△8	△45	12	15	33

(2) 保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

現 状

保育施設は、市立保育所7施設、私立保育所4施設、認定こども園1施設、地域型保育施設2施設の合計14施設があります。

市立保育所は、概ね小学校区ごとに設置されています。現在3施設において、「指定管理者制度」を導入し、公設民営方式による管理運営が行われています。

私立保育所については、いずれも社会福祉法人が設置運営しており、市からの委託により、3施設が0～2歳児を、1施設が0～5歳児を受け入れております。

【表 32】 認可保育施設の状況

(H29. 4. 1 現在)

区分	施設名	設置主体	運営主体	対象児	定員	建築年
市立 保育所	なか保育所	市	市	1～5歳	120	S53
	みいずみ分園	市	市	3～5歳	40	H4
	みなみ保育所	市	指定管理者	1～5歳	90	S47
	にしね保育所	市	指定管理者	1～5歳	130	S53
	しばはし保育所	市	指定管理者	1～5歳	100	S52
	しらいわ保育所	市	市	1～5歳	90	S55
	たかまつ保育所	市	市	0～5歳	90	S56
	小計				660	
民間立 保育所	ゆりかご子ども園	社会福祉法人	社会福祉法人	0～2歳	40	
	しばはしさくらんぼ 子供園	社会福祉法人	社会福祉法人	0～2歳	45	
	さがえさくらんぼ 子供園	社会福祉法人	社会福祉法人	0～5歳	96	
	あおぞら保育園	社会福祉法人	社会福祉法人	0～2歳	30	
	小計				211	
認定こ ども園	寒河江第二幼稚園 (保育所枠のみ)	学校法人	学校法人	0～5歳	60	
	小計				60	
地域型 保育施 設	寒河江や すらぎの 里保育園	事業所枠 社会福祉法人	社会福祉法人	0～2歳	15	事業所内
	地域枠	社会福祉法人	社会福祉法人	0～2歳	5	
	第2さくらんぼ 子供園	社会福祉法人	社会福祉法人	0～2歳	19	小規模
	小計				39	
	合 計				970	

課 題

- ① 入所児童の低年齢児化が進んでおり、0～2歳児の需要増が見込まれ、受入れを増やす必要があります。
- ② 施設によって需給の状況に違いがあり、希望する施設に入所できない場合があります。

【表 33】市立保育所の地区別入所状況 (H26.4.1 現在／単位：人)

	寒 河 江	南 部	西 根	柴 橋	高 松	醍 醐	白 岩	三 泉	市 外	計
なか保育所	116	1	3	0	0	0	0	0	0	120
みいずみ分園	2	2	7	1	0	8	0	22	1	43
みなみ保育所	22	89	0	3	0	0	0	0	0	114
にしね保育所	16	1	98	0	0	0	0	1	0	116
しばはし保育所	15	3	0	84	3	0	0	0	5	110
しらいわ保育所	16	0	1	3	1	8	39	1	2	71
たかまつ保育所	32	3	6	4	51	7	3	1	0	107
計	219	99	115	95	55	23	42	25	8	681

施策の内容

- ① 私立保育所1施設が増築に伴い、入所定員を拡大します。
- ② 私立幼稚園から認定こども園への移行を支援します。
- ③ 市立保育所において、新たに0歳児の受入れを検討します。
- ④ 地域型保育事業等の認可申請があった場合は、寒河江市子ども・子育て支援推進会議に諮って検討します。
- ⑤ 一定の基準を満たした認可外保育施設については、市の認証保育施設として運営を支援していきます。

【表 34】保育施設の年度別需要量見込と提供量 (H29 調整／単位：人)

区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の 見込 ①	2号認定(3～5歳)		560	562	580	567	567
	3号認定(0歳)		90	85	76	85	87
	3号認定(1～2歳)		290	325	345	342	343
	計		940	972	1,001	994	997
提供量 ②	保育施設	760	841	931	970	1,002	1,042
	認証保育施設		15	0	0	0	0
	認可外保育施設	109	70	45	45	45	45
	計	869	926	976	1,015	1,047	1,087
過不足	② - ①		21	4	14	53	90

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 放課後児童対策推進事業

ア 放課後児童健全育成事業

現 状

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、放課後における適切な遊びや生活の場を提供し健全な育成を図るものです。

市内全小学校区に14か所の放課後児童クラブが設置されています。

【表 35】 放課後児童クラブの状況 (H29. 10. 1 現在)

施設名	小学校区	設置場所	児童数	備考
きらきらクラブ	寒河江小学校	フローラ・SAGAE 内	75	
第一わんぱくクラブ	寒河江中部小学校	専用施設	50	
第二わんぱくクラブ	寒河江中部小学校	専用施設	48	
第三わんぱくクラブ	寒河江中部小学校	専用施設	48	
なかよしクラブ	南部小学校	南部地区公民館内	42	
第二なかよしクラブ	南部小学校	民間施設	25	
ねっこクラブ	西根小学校	西根小学校内	33	
ねっこクラブ第2	西根小学校	民間施設	22	
ねっこクラブ第3	西根小学校	民間施設	36	
やまびこクラブ	柴橋小学校	柴橋地区公民館内	52	
せせらぎクラブ	高松小学校	高松小学校内	41	
さくらっこクラブ	白岩小学校	白岩小学校内	31	
泉っこクラブ	三泉小学校	三泉小学校内	20	
だいごっ子クラブ	醍醐小学校	醍醐小学校内	20	
計			543	

課 題

- ① 利用する児童数が年々増加しており、各放課後児童クラブの実情に応じた環境整備等を行い、保育環境の維持、向上を図る必要があります。
- ② 利用児童数の増加に伴い、保育環境の維持が困難となり、また、施設の老朽化により安全確保が困難である等、施設整備が必要となっています。

施策の内容

- ① 設備運営基準を踏まえ、きらきらクラブ、わんぱくクラブ、なかよしクラブ、ねっこクラブ及びやまびこクラブなどの児童数が急増するクラブについては、児童数に対応した環境整備を行い、保育環境の改善を図ります。
- ② 各放課後児童クラブの安定した運営を確保するため、支援に努めます。

【表 36】放課後児童クラブの年度別需要量見込と提供量（H29 調整/単位：人）

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①						590	620
提供量 ②	放課後児童クラブ	412	433	491	549	607	630
	計	412	433	491	549	607	630
過不足 ② - ①						17	10

イ 放課後子ども教室推進事業

現 状

放課後や学校外活動における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、地域の教育力の向上を図るものです。市内の全10校を対象に地区公民館等（学校敷地外）で5教室を開催しています。

課 題

利用する児童数が年々増加する傾向にあり、特に東部地区公民館管内の小学校（寒河江小学校・寒河江中部小学校・西根小学校・三泉小学校）の児童の申し込みが多く、施設の収容人員の関係上、開催場所等について検討する必要があります。

施策の内容

地域の自然や歴史・生活・食文化等に関する体験を交え、理解を促進するプログラムを作成するとともに、集団内での異年齢交流及び地域の大人と関わる機会を取り入れ、社会性を養う活動を行ないます。

ウ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

- ① 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型の事業実施について、福祉部局と教育委員会が緊密に連携し、事業の実施体制、運営方法等について検討していきます。
- ② 放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、活動プログラムの内容、実施日や安全対策等について検討していきます。
- ③ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、本市の実情を踏まえ、今後実施の可能性について検討していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

現 状

本市においては、児童センターと地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター）とが一体となった、総合子どもセンター「ゆめはーと寒河江」がハートフルセンター内に開設されています。

親子の遊び場、ふれあい交流の場を提供するとともに、育児に関する相談、講習会、情報提供及び児童の健康体力増進等を目的として運営されています。

【表 37】 総合子どもセンターの利用状況 (年間延べ利用人数)

	入場者数	備 考
H 2 2	2 5, 3 9 6	児童センター
H 2 3	2 6, 4 8 2	児童センター
H 2 4	4 7, 2 5 9	7月から総合子どもセンターとして開所
H 2 5	5 3, 4 3 8	

※入場者数は、全年齢の数値

課 題

- ① 子育てに関する幅広い情報の提供、相談・支援機能の充実が求められています。
- ② 幅広い年齢層の児童に対応した遊具の充実が求められています。
- ③ 施設の内容や各種講座、イベントの開催等について、市民に十分にPRされていない面があり、さらに周知に努める必要があります。

施策の内容

- ① 新たにBP（ベビープログラム^(*)38）を導入するなど、仲間づくり、子育てに関する講習会、情報提供や相談、助言等機能の充実を図り、もって子育ての不安感の解消、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ② 計画的に遊具の充実を図ります。
- ③ 各種講座、イベントの開催等について、ポスターやチラシ、ホームページの充実など、あらゆる手段を講じてPRに努めます。

【表 38】 年度別需要量見込と提供量

(H 2 9 調整/0~2 歳児/一月当たり延べ利用人数)

		H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①			925	1,000	2,510	2,490	2,450
確保策	地域子育て支援 拠点事業	1,500	925	1,000	2,510	2,490	2,450
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足	② - ①		0	0	0	0	0

※需要量見込と提供量は、0~2歳児の数値（H25は0~3歳児）

(3) ファミリー・サポート・センター事業

現 状

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や賛同者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業で、会員数は年々増加しています。窓口を総合子どもセンター内に設置し、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう努めています。

【表 39】 会員数 (単位：人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備考
協力会員	86	87	89	92	
依頼会員	405	443	457	500	
両方会員	60	62	66	68	
計	551	592	612	660	

【表 40】 依頼内容 (年間延べ利用人数)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
小学生の送迎、預かり	2,118	1,155	894	834
幼稚園、保育所の送迎、預かり	403	171	207	112
児童の習い事等の場合の援助	100	58	110	39
幼稚園、保育所、学校休業日の預かり	69	94	68	71
その他	140	143	154	155
計	2,830	1,621	1,433	1,211

課 題

協力会員、両方会員を対象とした研修の充実、資質向上を図り、より安心して預けられる体制づくりを進める必要があります。

また、この事業について、より一層周知を図る必要があります。

施策の内容

- ① 総合子どもセンター（ゆめはーと寒河江）内に事務局を置き、弾力的な運営体制のもと、会員相互の援助活動の効果的な利用調整を行います。
- ② 会員の増に努めるとともに、援助会員（協力及び両方会員）を対象とした研修の充実により、資質向上を図って参ります。

【表 41】年度別需要量見込と提供量 (H29 調整／年間延べ利用人数)

		H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①			557	167	600	600	600
提供量②	ファミリー・サポート	1,211	557	167	600	600	600
	・センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 ② - ①			0	0	0	0	0

(4) 病児・病後児保育事業

現 状

保護者が就労している家庭の子どもが病気で、自宅での保育が困難な場合の保育ニーズに対応するため、病院や保育所で児童を一時的に保育するもので、本市においては1施設で病後児保育を実施していますが、病児保育は未実施であり、早期の実施が求められています。

課 題

専用のスペース又は施設を確保するとともに、医療機関との連携、さらには看護師及び保育士等の確保が必要となります。

施策の内容

現在、市からの委託により実施している私立保育所（1か所）での病後児保育を継続するほか、市立保育所（1か所）でも病後児保育を実施する予定です。

また、新たに整備する小児医療施設に委託して、平成31年度から病児保育を実施する予定です。

【表 42】 年度別需要量見込と提供量 (H29 調整/年間延べ利用人数、か所)

		H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①			4	5	10	10	280
提供量 ②	病児保育						720
	病後児保育	0	720	720	720	720	1,920
	設置か所数	0	1	1	1	1	3
過不足 ② - ①		0	716	715	710	710	2,360

(5) 子育て短期支援事業

現 状

保護者の就労や疾病等の理由により、一時的に家庭において児童を養育できない場合、児童を預かり必要な保護を行う事業です。

本市においては、児童養護施設寒河江学園に委託して短期入所（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施しています。

【表 43】 短期入所の状況 (年間延べ利用人数)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備考
短期入所	7	0	26	24	
夜間養護	0	16	16	0	
計	7	16	42	24	

課 題

この事業の利用者の現状をみると、要保護家庭の利用が大半であり、一般世帯の利用はほとんどない状況です。今後、必要な世帯の適切な利用を確保するため、受入れ施設との連携を密にする必要があります。

施策の内容

育児と就労の両立支援及び要保護家庭の支援等のため、今後とも児童養護施設寒河江学園に委託して実施します。

ニーズ調査の結果を踏まえながら、緊急時に備えた受入態勢を確保する観点から、現状程度を見込むこととしたものです。

【表 44】 年度別需要量見込と提供量 (H29 調整／年間延べ利用人数)

		H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①			0	9	30	30	30
提供量 ②	短期入所	24	15	15	15	15	15
	夜間養護	0	15	15	15	15	15
	計	24	30	30	30	30	30
過不足 ② - ①			30	21	0	0	0

(6) 一時預かり事業

現 状

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主として昼間において幼稚園や保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。本市においては、幼稚園における預かり保育、保育所における一時保育として実施されています。

【表 45】 一時預かり事業の状況 (年間延べ利用人数)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備考
幼稚園	15,383	15,888	17,237	18,623	預かり保育
保育所	42	10	21	14	一時保育

課 題

特に幼稚園における預かり保育については、ニーズの多様化に伴い、共働き家庭等において、長期休業期間中も含めた恒常的な利用が増加しています。

施策の内容

- ① 幼稚園については、幼稚園の在園児を対象とした「預かり保育」として実施し、多様な保育ニーズに対応します。
- ② 保育所については、一時保育として実施し、一時的な保育ニーズに対応します。

【表 46】一時預かり事業（幼稚園）の年度別需要量見込と提供量

(H29 調整／年間延べ利用人数)

		H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①			24,400	24,400	24,400	23,440	22,970
提供量②	預かり保育 (幼稚園)	18,623	24,400	24,400	24,400	23,440	22,970
過不足 ② - ①			0	0	0	0	0

【表 47】一時預かり事業（保育所）の年度別需要量見込と提供量

(H29 調整／年間延べ利用人数)

		H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①			6	26	50	50	50
提供量②	一時保育 (保育所)	14	50	50	50	50	50
過不足 ② - ①			44	24	0	0	0

(7) 延長保育事業

現 状

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外に保育を実施する事業で、月～金曜日はいずれの保育所も午前7時から午後7時までの延長保育を実施しています。土曜日は、5施設が午前7時から午後7時まで、4施設が午前7時から12時までの保育となっています。

また、平成26年度から日曜日及び祝日に子どもを預かる休日保育事業を2施設で実施しています。

【表 48】 延長保育事業の実施状況 (単位：人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備考
利用児童数	271	338	370	366	
保育所数	7	9	9	9	

課 題

休日保育については、平成26年度から実施していますが、まだ利用が少なく、安定した事業運営を期するためにはより一層市民への周知を図る必要があります。

施策の内容

認可保育所全施設において、土曜日も含め、午前7時から午後7時までの延長保育の受入れ体制の整備を図ります。

また、休日保育事業については、手続きの簡素化などサービスの向上と市民へのPRに努めていきます。

【表 49】 延長保育事業の年度別需要量見込と提供量 (H29 調整／単位：人)

	H25	H27	H28	H29	H30	H31
需要量の見込 ①		270	270	270	280	290
提供量 ② 時間外保育	366	270	270	270	280	290
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

【基本目標 3】

子育てを地域全体で支えるまちづくり

1 子育てに関する相談体制の充実

(1) 相談窓口の充実及び関係機関との連携強化

現 状

本市の子育てに関する相談窓口としては、ハートフルセンターの保健師や家庭相談員等が、随時、電話や訪問、来所など、相談者の希望や内容によって柔軟に対応しています。

また、定期の相談事業としては、保健師による育児相談等を行っており、育児不安の軽減、解消に努めています。

相談の内容によっては、市の子育て支援ネットワークの実務者会議（ケース検討会議）で協議したり、県の専門機関を紹介するなど関係機関との連携をとりながら適切な対応に努めています。

【表 50】 育児相談等の実施状況 (単位：回、人)

区 分		H22	H23	H24	H25	備考
すこやか育 児相談	回 数	6	6	4	4	
	延べ人数	276	251	120	49	
おやこ 相談	回 数	12	6	6	6	
	延べ人数	18	13	13	15	
ゆめはーと 育児相談	回 数			9	12	
	延べ人数			30	54	
計		18	12	19	22	
		294	264	163	118	

課 題

子どもを取り巻く環境の変化に伴い、虐待など、相談内容が複雑化し、長期間に渡りかかわらなければならないケースなど、困難なケースが多くなってきており、相談体制の一層の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にする必要があります。

【表 51】 家庭相談員の相談内容 (単位：件)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備 考
養護	3 0	3 1	4 6	5 7	
保健	7	1	1	1	
障害	5 7	6 3	4 2	3 7	
非行	0	2	0	0	
育成	3 7	3 3	2 3	3 7	
その他	1 7	7	2	3	
計	1 4 8	1 3 7	1 1 4	1 3 5	

【表 52】 虐待通告の状況 (単位：件)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備 考
未就学児	4	2	1	2	
小学生	1	0	2	1	
中学生	0	0	1	0	
高校生	1	0	0	0	
計	6	2	4	3	

施策の内容

- ① 相談員の研修の充実を図るなど資質向上に努め、個々のケースに応じた適切な対応ができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ② 中央児童相談所、子ども家庭支援センター、小中学校、幼稚園及び保育所等関係機関・団体、民生委員・児童委員との連携を図り、適切な支援・助言を行います。
- ③ 子ども連れで相談に来た場合は、子どもを預かるなど、安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- ④ 子育てに関する専門的な知識、技術を有する保育所の保育士が相談に応じるなど、地域の子育て支援の拠点としての機能を果たすよう努めます。

(2) 利用者支援の充実

現 状

保育所への入所をはじめ、子育て支援に関する各種制度やサービスに関する相談等については、主にハートフルセンターで行っています。

また、市報やホームページを活用し、市民への周知を図っています。

課 題

子育て支援に関する各種制度やサービス、保育所等の幼児施設に関する情報を一元的に収集把握し、相談や問い合わせがあったときは随時提供することにより、市民が適切な選択に基づく利用ができるようにする必要があります。

施策の内容

① 子ども及びその保護者、妊婦等が、教育・保育施設への入所や多様な子育て支援事業を、その置かれている環境に応じて、選択して、適切に利用できるよう、情報提供や相談助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う相談員を配置し、適切な支援に努めます。

また、必要に応じて、相談員の方から必要な方に働きかけてサービスの利用につなげることなどにも努めていきます。

② 子育て支援に関する各種制度や市内の関係施設等を紹介するガイドブック等の作成、配布を検討します。

2 要保護児童対策の充実

(1) 子育て支援ネットワーク活動の充実

現 状

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として、山形県中央児童相談所をはじめとした15の関係機関・団体を組織する「寒河江市子育て支援ネットワーク」を組織し、相互の連携を強化し、複雑多様化する児童問題の未然防止や発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。

この中で、実務者会議は毎月1回開催しており、必要に応じて個別ケース検討会を開催しています。

【表 53】 実務者会議におけるケース検討の状況 (延べ件数)

	H22	H23	H24	H25	備考
虐待	17	40	34	17	
養護相談	75	46	100	112	
特定妊婦	6	0	1	7	
性格行動	11	7	27	27	
不登校	11	20	6	14	
合計	120	113	168	177	
実件数	16	17	19	24	

課 題

虐待予防の観点からの支援及び要保護ケースの増やそれに伴う庁内他課、関係機関との連携が必要なケースが増加しています。

このため、各機関との役割分担、さらには調整機関としての一層の機能充実が求められています。

施策の内容

- ① 子育て支援ネットワークの調整機関としての機能充実を図り、関係機関・団体との連携強化、適切な役割分担を図ります。
- ② 実務担当者を対象とした研修会を開催するなど子育て支援ネットワークのレベルアップを図り、より一層虐待等の未然防止、早期対応、適切な処遇方針の策定等に努め、要保護児童の健やかな成長を支援します。

3 ひとり親家庭支援の充実

(1) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

現 状

母子自立支援員を配置し、相談、就業支援、資金の貸付等、自立に向けた支援を行っています。

また、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の給付を行い経済的支援及び負担の軽減に努めています。

【表 54】 児童扶養手当等受給状況 (単位：人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備 考
児童扶養手当	311	318	331	323	受給権者数
ひとり親家庭医療	547	568	579	633	受給者数

【表 55】 母子自立支援員による相談指導の状況 (単位：件)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備 考
医療・健康	131	139	118	118	
就労	34	35	35	44	
その他生活一般	67	43	59	36	
児童の教育・養育等	108	120	76	96	
経済的支援等	332	332	346	341	
その他	7	2	5	6	
計	679	671	639	641	

課 題

就労支援や経済的支援をより一層充実させる必要があります。

また、子どもの養育等に関する相談も多く、県のひとり親家庭生活支援事業等福祉制度のさらなる周知、普及を図る必要があります。

施策の内容

子育てや生活支援、就業支援及び経済的な自立支援等について、総合的に実施します。また、相談体制及び情報提供の充実に努めます。

- ・ 児童扶養手当の支給及び母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ ひとり親家庭等医療給付
- ・ 自立支援教育訓練給付金の給付
- ・ 家庭生活支援員の派遣

4 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 障がい児支援事業等

現 状

障がいのある子どもについては、放課後等デイサービス(*39)、児童発達支援事業(*40)を実施するとともに、保育所、幼稚園、学童保育においては保育士等を加配し、受入れ体制の整備に努めています。

また、障がい児の障がいの程度を軽くしたり、進行を防ぐために自立支援医療（育成医療）の給付、小中学校の特別支援学級に在籍して自力通学が困難な児童のタクシー送迎（登校時）、特別支援学校への安全な通学を支援するために、保護者団体に対する経費の助成等を行っています。

さらに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び重度心身障害児医療給付事業を行っています。

【表 56】 障害児通所支援事業の実施状況 (単位：人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備 考
放課後等デイサービス	—	—	31	36	
児童発達支援	24	26	13	18	
計	24	26	44	54	

【表 57】 特別児童扶養手当等の認定状況 (単位：人)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	備 考
特別児童扶養手当	85	90	94	99	
重度心身障害児医療給付	29	31	33	30	
障害児福祉手当	19	17	18	19	

課 題

障がいの内容や程度に応じた、保育等を行うためには、保育士等に対する研修の充実を図るとともに、専任保育士の配置等、保育体制の充実を図る必要があります。

また、障害児相談支援事業所、障害児通所支援施設及び児童発達支援センター等との連携を密にし、児童個々の状況に応じた適切な支援体制を構築する必要があります。

施策の内容

- ① 保育所、幼稚園における特別支援保育の充実
保育士等の確保、研修の充実により専門的知識の取得、資質の向上を図るなど、受け入れ態勢の充実を図ります。
- ② 放課後児童クラブにおける障がい児受入れ体制の充実
指導員等の研修の充実により資質の向上を図るなど、受け入れ体制の充実を図ります。
- ③ 放課後等デイサービス、児童発達支援事業の充実
障害児相談支援事業所との連携を密にし、集団生活への適応、生活能力の向上のために児童個々の状況に応じた適切な指導、訓練を行う施設への通所を支援します。
- ④ 就学指導及び特別支援教育の充実
児童一人ひとりの状態に応じた教育の実施と、きめ細かい相談に応じられるよう特別支援学級の充実を図るとともに、幼稚園、保育所と小学校の連携を密にし、連続性のある、継続的な支援を行います。
また、子どもの障がいの状況や保護者の意向を踏まえながら、適切な教育の場が選択できるよう、就学指導の充実に努めます。
- ⑤ 福祉サービスの充実
居宅介護や短期入所、紙おむつ支給などの福祉サービスの充実に努めます。

5 子育て世帯への支援充実

(1) 経済的な支援の充実

現 状

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、「子育て支援医療給付事業」を実施しています。医療費の自己負担相当額を公費で負担することにより無料化するもので、支給対象年齢の段階的な拡大を実施してきており、平成26年10月からは中学生までの入院、通院を通じた無料化を行っています。

また、多子世帯の保育料に係る負担軽減を図るため、「第3子以降の保育料無料化事業」を実施しています。この事業は、幼稚園、保育所及び認可外保育施設の保育料について、小学校3年生以下の兄弟姉妹が3人以上いる家庭の児童の保育料を無料化するもので、少子化対策も含めた事業として実施しています。

課 題

いずれの事業も、市民の継続の要望が強く、今後も継続する必要があります。特に、第3子以降の保育料無料化事業については、対象となる兄弟姉妹の年齢の拡大が望まれており、今後検討する必要があります。

施策の内容

- ① 子育て支援医療費支給事業については、今後とも継続して実施します。また、医療証の更新手続き等に係る保護者の負担軽減を図ります。
- ② 第3子以降保育料無料化事業については、より効果的な事業となるよう対象となる兄弟姉妹の年齢層の拡大等について検討していきます。
- ③ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給については、国の制度に基づき、手続等に関して遺漏のないよう周知徹底を図りながら、適切な支給に努めます。
- ④ 第3子以降への出産祝い金の支給を検討していきます。

6 仕事と家庭生活の両立支援

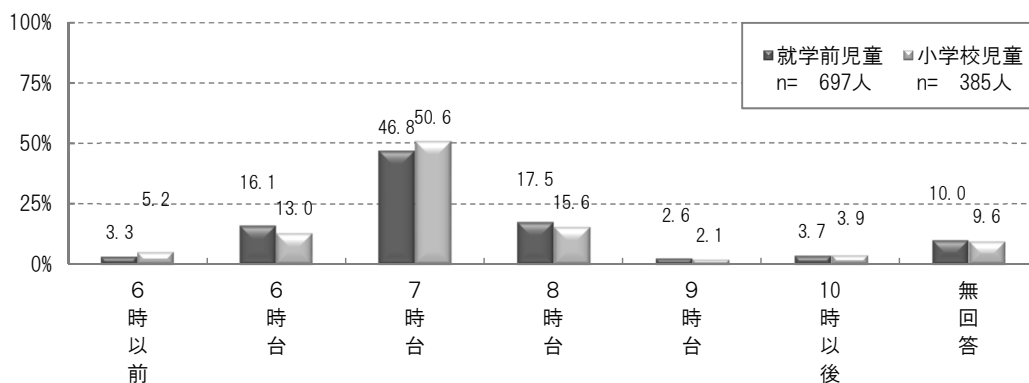
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

現 状

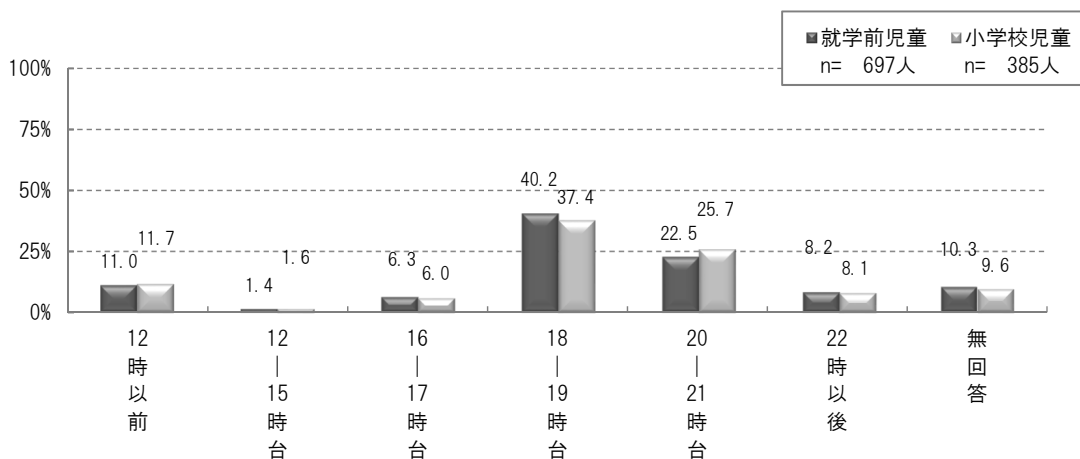
ニーズ調査の結果によると、子どもの主な保育者が母親と答えた割合は、就学前の児童では45.5%、小学校児童で44.3%となっており、約半数が母親という状況でした。

また、就学前児童の父親の帰宅時間は、20時～21時台が22.5%、22時以降が8.2%、小学校児童の父親の帰宅時間は、20時～21時台が25.7%、22時以降が8.1%という結果となっており、仕事中心の生活という方が多い状況がうかがわれます。

【図 20】 父親の出勤時間



【図 21】 父親の帰宅時間



課 題

仕事と生活の調和の実現については、ワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針等において国民が積極的に取り組むこと、及び国、県、市町村が支援することにより社会全体の運動として広げていくことが必要であるとされています。

現在の状況を改善するためには、事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活、地域活動が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行えるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を行う必要があります。

施策の内容

- ① 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直し等、労働者、事業主、市民の理解と意識改革、合意形成の促進及び周知のための広報啓発活動に努めます。
- ② 働き方の見直し等の好事例情報の提供等を通じて、仕事と生活の調和に向けた機運の醸成を図ります。
- ③ 希望する保護者が育児休業終了時から保育施設を利用できるよう環境整備を図ります。
- ④ 平成25年度に策定した寒河江市男女共同参画計画(*41)の推進を通じて、男女共同参画の普及啓発に努めます。

7 遊び場、交流の場の整備

(1) さがえっこ冒険ファンタジーランド整備事業

現 状

最上川ふるさと総合公園は、最上川沿いに整備された「チェリーナさがえ」と「グリバーさがえ」の中間に位置し、市民の憩いの場として多くの方々から利用されています。

この2つの施設と最上川ふるさと総合公園がある最上川沿い一帯を「健康レクリエーションゾーン」と位置づけ、次代を担う子どもたちの健やかな成長を育むと共に、最上川ふるさと総合公園のさらなる魅力アップを図るため、公園内への大型遊具等の整備を図る「さがえっこ冒険ファンタジーランド整備事業」を進めています。

課 題

事業の第一段として「虹の丘すべり台」（虹の丘最上川急流すべり台）を整備しましたが、子ども達が楽しく遊べる魅力ある公園になるためには、事業を早期に完成させ、幅広い年齢層を対象とした遊具の整備充実を図る必要があります。

施策の内容

最上川ふるさと総合公園内のわんぱく広場一帯を活用し、既存遊具との一体性を保持しながら、最上川をイメージした、オリジナリティに富んだ魅力ある遊具を整備し、幼児から小学生までの幅広い年齢層の子どもたちが、自由な発想の遊びの中でお互いに交流し、豊かな人間性を育むとともに、健康・体力の増進を図り、心身共に健康な子どもを育む、「さがえっこ冒険ファンタジーランド」を創ります。

(2) 身近な公園の整備

現 状

児童の地域における安全な遊び場を確保するため、本市には、児童遊園が61か所、都市公園が46か所あり、身近な公園として児童の健全育成に寄与しています。都市公園は市が管理し、児童遊園は町会等の管理となっています。

都市公園の遊具については、平成24年度に実施した点検結果に基づき計画的に更新を行っています。

また、グラウンドワーク事業による公園整備も行われています。

児童遊園の遊具については、市の地域いきいき元気づくり事業や共同募金による助成により更新が行われています。

課 題

ニーズ調査の結果から、子どもたちが、身近で安心して遊ぶことができる公園及び遊具の一層の充実が求められています。

また、地域が管理する児童遊園については、遊具の安全性の面から、定期的な点検、更新等が課題となっています。

施策の内容

- ① グラウンドワーク事業による地域の身近な公園の整備を継続して実施します。
- ② 都市公園の遊具の整備、更新を計画的に実施します。
- ③ 児童遊園については、共同募金事業等との連携を図りながら、計画的、継続的に整備を支援していきます。

8 子どもの安全確保

(1) 交通安全の推進

現 状

就学前の児童については、かもしかクラブ活動の中で、児童と保護者が紙芝居や映画、ゲームなどを通じて、楽しく交通安全、交通ルールを学んでいます。また、交通安全専門指導員が幼稚園や保育所、ゆめは一と寒河江等を訪問して交通安全指導を行っています

就学児については、通学路の要所に交通指導員を配置し、見守り・指導を行うとともに、各学校においても関係機関・団体の協力を得ながら交通安全教室等を開催し、交通安全についての指導、教育を行っています。

また、交通安全推進協議会では、小中学校の児童生徒に夜行反射材の寄贈や交通安全の啓発活動を展開しています。

【表 58】 かもしかクラブの状況 (H26.4.1 現在/単位：か所、人)

クラブ数	児 童 数				世帯数
	年長	年中	年少	計	
5	19	14	7	40	36

課 題

かもしかクラブについては、少子化や核家族化、共働き世帯の増などに伴い、クラブ数、会員数共に減少傾向にあり、就学前児童及び保護者に対する交通安全指導の方法については今後検討する必要があります。

施策の内容

- ① 就学前の児童の交通安全教育については、かもしかクラブの活動を支援するとともに、市内幼稚園、保育所等幼児施設と連携して、交通安全教育を各施設の保育活動の一環として位置付けるよう要請していきます。
- ② 就学児については、通学路の要所に交通指導員を配置するとともに、各学校及び関係機関等と連携して交通ルールの遵守やヘルメットの着用、自転車の安全な利用などについて、さらに指導の徹底を図ります。
- ③ チャイルドシートの正しい使用の啓発に努めます。

(2) 防犯対策の充実

現 状

本市には、警察署、町会長連合会、防犯協会、小中学校長及び行政担当者等で組織する子どもの安全を守る連絡協議会があり（再掲）、啓発活動などの子どもの安全を守る活動を行っています。

また、子ども見守り隊による下校時の見守り活動などが展開されており、こうした活動を通じて子どもの安全確保、地域の防犯意識の向上等に努めています。

課 題

子どもの安全をめぐる状況をみると、ネットワーク利用犯罪など表面化し難い犯罪の発生、犯罪の低年齢児化などの傾向がみられ、不審者事案も後をたたない状況にあるなど、防犯対策をより一層強化する必要があります。

施策の内容

警察署と連携して子どもに関する犯罪の発生状況や危険個所等に関する情報については、適時に学校や保護者に提供し、犯罪被害の未然防止に努めます。

また、関係機関等の協力を得ながら、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、子どもに対する見守り活動、防犯指導、非行防止の強化を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

この計画を推進し、「さがえっこすくすく宣言」を具現化するためには、市民一人ひとりが「子育てをみんなで支える」という共通の認識を持つことが肝要です。このため、あるゆる機会を通じて市民の意識の醸成に努めてまいります。また、関係機関・団体及び庁内の関係課と連携して、この計画の推進に努めてまいります。

2 計画の評価・進捗管理

この計画がスタートする平成27年度以降、子ども・子育て支援推進会議を毎年開催し、計画の実施状況等の報告、評価するとともに、進捗状況を管理し、確実に推進していきます。また、毎年度の進捗状況を公表します。

3 計画の中間見直し

計画期間の中間年度である平成29年度を目安として、実施状況の検証を行い、当初計画に対して需要量の見込やサービス提供体制の確保策等に大きな開きが認められる場合には、必要に応じて計画の中間見直しを検討します。

本事業計画で使用する用語の説明

NO	用 語	説 明
1	子ども・子育て関連3法	① 子ども・子育て支援法 ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律 ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律
2	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を推進するため、平成27年4月から開始される制度
3	さがえっこすくすく宣言	市民だれもが、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整え、社会全体で子どもの成長を見守り、子育てを支援するまちづくりを目指して、平成26年6月に寒河江市が行った都市宣言
4	学校教育・保育の提供区域	この計画を策定するに当たって、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件、保育所や幼稚園等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して設定する区域のことで、計画策定上の基本的な単位となる。 基本的に、この区域ごとにニーズ量の見込やサービス提供計画を策定することになる。
5	合計特殊出生率	出産可能年齢（15～49歳）の女性の各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。人口を維持するためには、2.07以上が必要とされる。
6	周産期死亡率	妊娠22週以後の胎児の死亡率をいい、次に式で表される。 $\left[\frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000 \right]$
7	低出生体重児	生まれたときの体重が2,500g未満の新生児の総称
8	コーホート法	人口推計方法の一つで、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（「コーホー

		ト」という。)の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来の人口を推計する方法。
9	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設で、子育てに関する相談、助言を行うなど地域における子育て支援の機能も有する。
10	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業
10 -1	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
10 -2	家庭的保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
10 -3	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
10 -4	事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、当該事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育も行う事業
11	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を放課後等に預かり、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業 (放課後児童クラブ)
12	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。本市には、「ゆめはーと寒河江」がある。
13	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者や賛同者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
14	病後児保育	保護者の就労等により、家庭において保育を受けることが困難な病後児(10歳未満)を、保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に預かる事業
15	子育て短期支援事業	保護者の就労や疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預かり、必要な保護を行う事業。短期入所生活援

		助（ショートステイ）、夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。
16	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業
17	延長保育事業	保育所等の通常の保育時間を超えて児童を預かり、保育する事業
18	妊婦健康診査	妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するために行うもの。腹囲や血圧等の基本検査や保健指導、血液検査等の医学的検査がある。
19	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
20	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業
21	特定保育事業	週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業
22	子育て支援ネットワーク	要保護児童の適切な保護や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を行うため、関係機関・団体等により構成される組織
23	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和
24	さがえっこ冒険ファンタジーランド	子どもと保護者が楽しく遊び、心身ともに健康な子どもを育むために、最上川ふるさと総合公園内のわんぱく広場に大型遊具等を整備する事業
25	ハイリスク妊婦	母の年齢（10代や35歳以上）、未婚、精神疾患、経済的不安定、育児協力者がいないなどにより、妊娠・出産・子育てに強い不安や困難を伴うとされる妊婦
26	受動喫煙	たばこを吸わない人が、他の人のたばこの煙を吸い込んでしまうこと。
27	産後うつ	出産後1～2週間から数か月以内に、気分が沈み、日常生活での興味や喜びがなくなり、育児に支障をきたすこと。
28	高齢初妊婦	35歳以上の初妊婦
29	新生児訪問指導	保健師や助産師が家庭を訪問し、乳児の発育・発達・授乳・病気の予防など、育児につ

		いての相談指導と、母（または養育者）の体調管理について相談指導を行うこと。
30	特定妊婦	出産後の子どもの養育について、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
31	子ども家庭支援センター	子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、調整をする機関。本市においては、児童養護施設寒河江学園内に「チェリー」が開設されている。
32	発達支援	発育障がい者（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等）に対し、その心理機能の適正な発達を支援するとともに、円滑な社会生活を促進するため行う医療的、福祉的及び教育的援助
33	療育	障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。
34	定期予防接種	予防接種法に基づき、市町村の責任において行われるもので、種類や接種年齢が決まっている予防接種
35	任意予防接種	予防接種法に基づかない、保護者（接種者）の希望により任意で受ける予防接種
36	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。
37	施設型給付	認定こども園、幼稚園及び保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付
38	B P（ベビープログラム）	初めて子育てをする保護者に対し、親子の絆づくりや仲間づくり、子育てに必要な知識の提供をする等、子育てを支援するプログラム
39	放課後等デイサービス	小学校に就学している障がい児が対象。授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通所し、生活能力の向上や社会性を身に着けるための必要な訓練を行うサービス
40	児童発達支援事業	未就学の障がい児が対象。児童発達支援センターその他の施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス
41	男女共同参画計画	男性、女性が性別や年齢にとらわれることなく、多様な分野で個性や能力を発揮できる社会の形成に向けた施策を推進するための行動計画。本市では平成26年3月に策定した。

寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、寒河江市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 推進会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 保護者の代表
- (5) 子ども関係団体の代表
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒河江市子ども・子育て支援推進会議委員

役職	所 属	氏 名	分 野
会 長	東北文教大学人間科学部准教授	福田 真一	学識経験者
	寒河江市商工会副会長	小松 健一	学識経験者
	寒河江市社会福祉協議会事務局長	小笠原 敏明	学識経験者
	寒河江市主任児童委員連絡会会長	鈴木 多鶴子	学識経験者
	寒河江市校長会代表	冨樫 雅人	教育関係者
	寒河江幼稚園園長	小林 由美子	教育関係者
	保育所長経験者 寒河江市主任児童委員	佐藤 美智子	保育関係者
	あおぞら保育園園長	工藤 幸子	保育関係者
	寒河江市PTA連合会母親委員長	船田 美保	保護者の代表
	寒河江大谷幼稚園保護者会会長	犬飼 勝敏	保護者の代表
	寒河江市立にしね保育所保護者会会長	犬飼 大地	保護者の代表
副会長	寒河江市幼児教育連絡協議会会長	菅原 大榮	子ども関係団体の代表
	寒河江市手をつなぐ育成会会長	高橋 一重	子ども関係団体の代表
	寒河江市放課後児童クラブ連絡会会長	船田 正人	子ども関係団体の代表
	YOU&友クラブ代表	細谷 真世	子ども関係団体の代表
	一般市民	庄司 淑子	市民代表
	一般市民	藤江 千賀子	市民代表

計画案策定の経過

- H25. 6. 25 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の公布
9. 27 寒河江市子ども・子育て支援推進会議委員 17 名を委嘱
第 1 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・ニーズ調査の実施等について
11. 18 ニーズ調査の実施
～12. 2
- H26. 2. 21 第 2 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・次世代育成支援行動計画の実施状況等について
・ニーズ調査について
7. 30 第 3 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・特定教育・保育施設等の運営に関する基準案等について
8. 20 第 4 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・計画案について
11. 25 第 5 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・計画案について
- H27. 1. 9 パブリックコメントの実施
～2. 9 　　・計画案に対する意見の公募
3. 24 第 6 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・パブリックコメントの結果について
・計画最終案について
・新規開設施設に係る利用定員について
- H29. 10. 16 寒河江市子ども・子育て支援推進会議委員 17 名を委嘱
第 1 回子ども・子育て支援推進会議の開催
・寒河江市子ども・子育て支援事業計画/寒河江市母子保健
計画「さがえっこ・すくすくプラン」の中間見直しについ
て